



発行
日本共産党
春日部市委員会
春日部市中央
7-10-9
電話 736-9933
FAX 736-9991

**1人10万円
給付金**

申請書発送27日、振込6月5日開始

オンライン申請は1日、振込13日開始

国民の声におされて、1人10万円の給付金(特別定額給付金)が支給されます。

春日部市では、郵送による申請書の送付開始は27日(水)、給付開始は6月5日(金)から順次振り込みを予定しています。

給付金を受け取るには市への申請が必要で

27日(水)以降、市役所から世帯主に申請書が郵送されてきます。申請書には給付対象者の氏名、合計金額が印刷されています。

振込先の口座(世帯主名義)

を記入し、口座を確認できる書類(預金通帳)と、本人確認の書類(健康保険証や運転免許証)の写しと一緒に同封の返信用封筒で、早めに市役所に返送します。

給付金は順次世帯主名義の銀行口座にまとめて振り込まれます。申請は3カ月以内です。

マイナンバーカードを使ったオンライン申請は、すでに1日(金)から開始され、振り込みは13日(水)から始まりました。

なお、給付金に対する所得税、個人住民税は非課税です。

また、差し押さえは法律で禁止されています。

DV避難者なども受け取れます

DVや虐待を理由に自宅から避難している人は、いまいち自治体で給付金を受け取れません。虐待や性暴力など家に帰れない事情があり民間団体の宿泊支援を受けている未成年者も対象です。

世帯主に給付金が振り込まれてしまった後でも、給付を受けられます。詳しくは、市役所に問い合わせてください。日本共産党も相談に応じます。

党市議団「生活困窮者に先行支給」を要望

党市議団は7日(金)、市長に「生活困窮者への特別定額給付金を早期に支給することを求める要望書」を提出しました。

生活困窮者への特別定額給付金を早期に支給することを求める要望書

長期にわたり新型コロナウイルスの感染防止対策のために奮闘されている市長はじめ、職員の皆様に感謝申し上げます。

緊急事態宣言が5月31日まで延長され、市民生活への影響がさらに大きく広がっています。

4月30日に国会で一人一律10万円の「特別定額給付金」の支給が決定しました。春日部市では、5月中に申請書送付し、支給は6月以降になるということです。しかし、生活に苦しむ市民からは、「一日でも早く現金が必要」と、切実な声があがっています。そこで、下記通り要望しますので、よろしく願いいたします。

記

江戸川区では、特別定額給付金(一人10万円)を一日も早く現金を必要と希望する方を対象に、先行して申請の受付を行い、給付金を支給しています。春日部市でも同様な取り組みを行ってください。(5月7日提出)